

越前市レンタカー利用者助成事業実施要領

第1 目的

- 1 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、売上げが低迷した越前市内の飲食又は体験若しくは宿泊事業者に対する消費額を増加させるだけでなく、レンタカーを利用した域内観光の回遊性の向上を図ること。
- 2 北陸新幹線南越駅（仮称）開業に向けた二次交通の実証事業とすること。

第2 事業概要

一般社団法人越前市観光協会（以下「観光協会」という。）が、レンタカーを利用して越前市内の飲食店又は体験施設若しくは宿泊施設を利用する旅行者に対して助成金を支払う。

第3 助成対象者

レンタカー借用期間中に、越前市内の飲食店又は体験施設若しくは宿泊施設を利用する旅行者。

第4 助成金額

- 1 レンタカーを利用して越前市内の飲食店又は体験施設を利用する者
レンタカー1台につき、1,000円をキャッシュバックする。ただし、レンタカー1台につき、飲食料又は体験料が1,000円（税込）以上の者を対象とする。
- 2 レンタカーを利用して越前市内の宿泊施設で宿泊する者
レンタカー1台につき、3,000円をキャッシュバックする。
- 3 1及び2の両方を満たす場合は、レンタカー1台につき、3,000円をキャッシュバックする。

第5 助成条件

- 1 対象となるレンタカー事業者は、全国レンタカー協会加盟のレンタカー事業者とする。
- 2 旅行者（貸渡契約書に記載の運転者等）と申請者は同一人物であることとする。
- 3 レンタカーの利用対象エリアに制限は設けないこととする。（市外発着でも可）
- 4 助成は、1貸渡期間内に1回のみ対象とする。

第6 助成期間

令和3年4月15日から令和4年3月31日までとする。ただし、先着順に助成のう

え、予算の上限額に達し次第、助成を終了することとする。

第7 利用方法

利用方法は、以下のとおりとする。

- (1) 旅行者がレンタカーを借りる。(貸渡契約書等を受け取る。)
- (2) 越前市内の飲食店又は体験施設若しくは宿泊施設を利用する。
- (3) 旅行者が利用施設のレシート又は領収書(利用施設、利用日、利用金額がわかるもの)を受け取る。
- (4) 旅行者は、レンタカー返却前又は返却後1日以内にキャッシュバックができる施設に立ち寄り、レシート又は領収書、貸渡契約書及び免許書等本人確認ができるものを提示し、新型コロナウイルス対策レンタカー利用助成金交付申請書を記入する。
- (5) キャッシュバックを行い、旅行者は領収書を記入する。

第8 キャッシュバックができる施設

キャッシュバックができる施設は、以下の施設とする。

- (1) 観光・匠の技案内所
- (2) その他、観光協会会長が認める施設

第9 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、観光協会会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月15日から施行する。